

土木工事検査必携

令和 2 年 10 月

佐 賀 県

地域交流部

農林水産部

県土整備部

目次

1	建設工事検査規程	P 1
2	土木工事検査要領	P 5
3	土木工事検査基準	P 14
4	土木工事監督要領	P 17
5	土木工事成績評定要領	P 22
6	土木工事技術の難易度評価要領	P 25
7	工事成績評定通知要領	P 27
8	成績評定評価委員会設置要領	P 37
9	土木工事成績評定要領	別冊 1
10	土木工事技術の難易度評価要領	別冊 2

建設工事検査規程

佐賀県建設工事検査規程

平成 13 年 3 月 30 日
佐賀県訓令甲第 8 号
本庁
現地機関

佐賀県建設工事検査規程を次のように定める。

佐賀県建設工事検査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、県において執行する建設工事(以下「建設工事」という。)の検査の実施について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。)その他の規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事検査員 規則第 2 条第 9 号に規定する収支等命令者又は規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により再委任を受けた者(以下「収支等命令者」という。)が、建設工事について規則第 117 条第 4 項の検査を命じた職員又は同項ただし書に規定する職員以外の者をいう。

(2) 請負者 県と建設工事の請負に関し契約を締結した者をいう。

(平 20 訓令甲 9・平 21 訓令甲 5・一部改正)

(検査の種類)

第 3 条 建設工事の検査(以下「検査」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完成検査(工事の完成を確認するための検査をいう。以下同じ。)

(2) 既済部分検査(工事の完成前に対価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分(性質上可分の工事の完済部分を含む。)を確認するための検査をいう。以下同じ。)

(3) 中間検査(工事の施工の途中において、特に確認が必要な場合に行う検査をいう。以下同じ。)

(工事検査員の心得)

第 4 条 工事検査員は、厳正かつ公正に検査を行わなければならない。

(検査の立会)

第 5 条 工事検査員は、検査を実施するときは、請負者又は現場代理人及びその主任技術者等(主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ。)の立会を求めものとする。

(検査の時期)

第6条 完成検査に係る監督・検査・確認申請書の提出のあったときは、提出された日から14日以内に当該検査を行わなければならない。

2 中間検査又は既済部分検査に係る監督・検査・確認申請書の提出のあったときは、遅滞なく当該検査を行わなければならない。

(検査の方法)

第7条 工事検査員は、建設工事が、その契約書及び設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に基づき適正に施工されたかどうかを、当該建設工事の施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて検査を行うものとする。

2 前項の検査の技術的基準は、工事を所管する部長が別に定める。

(平16訓令甲1・平28訓令甲6・一部改正)

(手直し指示)

第8条 工事検査員は、検査の結果、手直し工事の必要があると認めるときは、請負者に対し書面により手直し工事を指示するものとする。ただし、手直し工事の内容が軽易なものである場合は、口頭で行うことができる。

2 工事検査員は、前項の手直し工事の指示(軽易なものを除く。)を行った場合は、その要旨を収支等命令者に報告しなければならない。

(手直し検査)

第9条 前条第1項の規定により行った手直し工事に係る検査については、第7条の規定を準用する。

(検査の中止)

第10条 工事検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに収支等命令者にその旨を報告しなければならない。

(1) 請負者又は現場代理人及びその主任技術者等が工事検査員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。

(2) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違することにより、工事の施工の結果に重大な欠陥を生じるおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、検査することが不適切と認められるとき。

(検査結果の報告)

第11条 工事検査員は、検査をしたときは、遅滞なく、その結果を収支等命令者に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、工事を所管する部長が別に定める。

(平 16 訓令甲 1・平 28 訓令甲 6・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(佐賀県土木工事等検査規程の廃止)

2 佐賀県土木工事等検査規程(平成元年佐賀県訓令甲第 4 号)は、廃止する。

附 則(平成 16 年訓令甲第 1 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令甲第 9 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令甲第 5 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年訓令甲第 6 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

土木工事検査要領

佐賀県土木工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県建設工事検査規程（平成13年佐賀県訓令甲第8号。以下「規程」という。）第12条に基づき、地域交流部、農林水産部及び県土整備部における土木工事（以下「土木工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事検査員の任命)

第2条 佐賀県財務規則（以下、「規則」という。）第2条第9号に規定する収支等命令者又は規則第3条の2第1項の規定により再委任を受けた者は、工事検査員を任命するときは、土木工事等検査任命基準（別記1）により行うものとする。

- 2 収支等命令者は、必要に応じて県土整備部長に検査依頼ができるものとする。
- 3 工事検査員の任命は、検査ごとに行うものとする。

(工事検査員の制限)

第3条 収支等命令者が、土木工事について規則第117条第4項の監督を命じた職員（以下「監督員」という。）は、特別な場合を除き、当該工事の工事検査員となることはできない。

(中間検査)

第4条 工事検査員は、中間検査実施基準（別記2）に基づき中間検査を行わなければならない。

- 2 監督者は、当該工事が中間検査を行う必要がある場合は、受注者にその旨を通知するものとする。

(本庁検査の手続)

第5条 現地機関の長（以下「所長」という。）は、本庁検査を要する工事に係る監督・検査・確認申請書（完成通知書）が受注者から提出されたときは、本庁執行工事は、当該課長あて、事務所執行工事は、入札・検査センター長あてに提出するものとする。

- 2 本庁の工事検査員は、検査を実施しようとするときは、あらかじめ所長に検査実施日及び検査員名等を通知しなければならない。

(監督員の検査準備)

第 6 条 監督員は、検査が行われるときは、自ら又は受注者に指示して次に掲げるものを準備しなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 施工管理資料
- (3) 測量機器、カメラ、黒板
- (4) シュミットハンマー等強度検査に必要な機器
- (5) 測点の表示
- (6) その他必要と認められる資料及び用具

(手直し指示等)

第 7 条 工事検査員は、規程第 8 条第 1 項により書面による指示を行うときは、手直し工事指示書 (様式第 1 号) により監督員を通じて行うものとする。

2 工事検査員は、前項の規定により工事の手直しを指示したときは、その内容を収支等命令者に報告するものとする。

(手直し検査)

第 8 条 受注者から手直し工事の完了の報告を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

(工事成績の評定及び難易度の評価)

第 9 条 工事検査員は、検査 (既済部分検査を除く。) を実施したときは、当該工事の成績についての評定及び難易度についての評価をしなければならない。
ただし、請負額 2 5 0 万円未満の工事及び維持工事等 (損料や賃料のみの場合を含む。) を除く。

2 工事検査員は、前項の評定及び評価をしたときは、その結果を収支等命令者に報告しなければならない。

(検査結果の報告)

第10条 工事検査員は、規程第11条の規定により報告するときは、監督・検査・確認結果報告書により行うものとする。

(受注者への通知)

第11条 収支等命令者は、工事検査員より工事成績の評定、難易度の評価及び検査結果の報告があった時は、受注者に対して通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(佐賀県土木工事等検査要領の廃止)

2 平成11年の要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月1日から施行する

(別記1)

土木工事等検査任命基準

工事区分	工事検査員					
	本 庁			現 地 機 関		
	検査監・副検査監	技術監・副課長	主幹・係長	副所長	課長	主幹・係長
5億円以上の工事						
5億円未満の工事	()	()	()			

は、主たる工事検査員

5億円未満の工事の本庁工事検査員は、事務所からの検査依頼工事。

別記 2

中間検査実施基準

(目的)

第1条 この基準は、佐賀県土木工事検査要領に基づく中間検査の実施に必要な事項を定める。

(中間検査の実施)

第2条 中間検査は当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、或いは収支等命令者が特に必要と認めた工事を対象に実施する。

2 検査の実施は、既済部分の検査の時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うことを原則とする。

3 実施回数は、当初契約金額が3億円未満の工事は1回程度、3億円以上の工事は2回程度行うものとし、既済部分検査はこれを兼ねることが出来る。

また、その工事の内容に応じて実施回数を増減できるものとする。

(中間検査と既済部分検査及び完成検査との関係)

第3条 中間検査で確認した出来形部分については、既済部分検査及び完成検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査の指定)

第4条 中間検査の対象工事は特記(特別)仕様書で指定するものとする。

(参考)特に必要と認める場合の事例

工事部分が地中又は水中に没し、完成検査時にその出来形の確認が困難な工事で中間検査による確認が必要と認められるもの。

工 種	検 査 時 期
橋梁工事	上部工と下部工に分割して発注し、下部工完成前に上部工を併行して施工する場合の下部工完了時 下部工と上部工を同一業者に発注した場合の下部工完了時
港湾海岸工事	ケーソン進水前及び各種コンクリートブロック等製作完了時
その他工事	塗装面積が3,000㎡以上のもののケレン終了時及び特に必要と認めた場合の下塗、中塗完了時

段階検査（主要な工事段階の区切り検査）において検査員が確認した方が望ましい事例

工場検査	<p><u>主要な構造物</u>で工場又は試験場でしか性能が確認できないものを対象とする。</p> <p>【橋梁関係】 工場製作桁及び現場製作桁（PC桁） 鋼橋桁（仮組合）</p> <p>【ポンプ、堰、水門関係】 ・工場製作に伴うポンプ、堰、水門等。</p> <p>【特殊な機器設備関係】 ・ダム管理設備にかかわる警報設備、放流設備、ダム操作にかかわる設備等。ただし、簡易な観測機器等は除く。</p> <p>同じメーカーで製作される類似製品の場合、当該年度の最初の工場検査により、製作状況や性能等が確認できている、同一工場内の検査は省略することができる。</p>
その他工事	管（函）渠のうち、内径1m以上で特に必要と認めた場合の埋設工の埋戻前

様式第1号

手直し工事指示書			
工事番号	第 号		
工事名	工 事		
工事場所	市	町	地内
	郡	村	
請負者			
請負金額			
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
検査日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
監督員		受注者	
手直し指示事項			
<p>上記のとおり措置されたい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 受注者 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 様 印 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> 工事検査員 </div>			

維持工事等

維持工事等とは、主たる部分（発注金額の5割以上を占めるものとする。）が下表の維持工事等の内容のものとする。

維持工事等	維持工事等の内容
伐 採	公共施設等伐採、河川内及び堤防の伐採（除根を含む）
浚 渫（港湾浚渫を除く）	河川浚渫（改修工事による河道掘削は除く）
側溝清掃	側溝内の土砂除去
剪 定（公園、道路）	樹木の剪定、散水、施肥等
路面補修（オーバーレイを除く）	点々舗装補修
道路維持補修	年間道路維持業務
公園維持管理	年間公園維持業務
電気、電話、水道、下水道の引き込み	電気、電話、水道、下水道の引き込み工事
損料、賃料	損料、賃料の支払い
交通安全施設	現道の維持補修工事（改良工事は除く） ガードレール・ガードパイプ設置工 横断・転落防止柵設置工 区画線設置工 路側標識設置工、視覚障害者用誘導表示設置工

その他、上記の工事に類する工事。

土木工事検査基準

佐賀県土木工事検査基準

(趣旨)

第1条 この検査基準は、佐賀県地域交流部、農林水産部及び県土整備部における土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

2 出来形及び品質の適否の判定は、規格値によるものとする。

(工事实施状況の検査)

第3条 工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事实施状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真による記録を含む。(以下「各種記録」という。))と、契約図書とを対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別に定める出来形検査基準に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約約款第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別に定める品質検査基準に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約約款第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(合否の判定)

第7条 検査の合格又は不合格の判定の基準は、次の各号によるものとする。

(1) 合格

ア 測定値の全てが、規格値の範囲内である場合。

イ 測定値の一部が規格値の範囲を超えているが、構造及び機能に支障がないと判断される場合。

(2) 不合格

測定値が前項各号に該当しない場合。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年9月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(別表1)

工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約図書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

土木工事監督要領

佐賀県土木工事監督要領

(趣旨)

第1条 地域交流部、農林水産部及び県土整備部における土木工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の適正な履行を確保するために行う監督実施については、法令その他別に定めるもの の他、この要領の定めるところによる。

(監督員の任命)

第2条 収支等命令者は、請負契約締結後、直ちに監督員（総括監督員、主任監督員及び一般監督員）を次の表の区分に基づき、現地機関の職員の中から任命するものとする。ただし、本庁で直接執行する場合は、その課の職員とする。

請負額	2,500万円以上			2,500万円未満		
区分	総括	主任	一般	総括	主任	一般
担当課長						
担当係長						
担当						

- 2 収支等命令者は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず監督員を任命することができる。
- 3 監督員の任命は、工事ごとに行うものとする。

(監督員の通知)

第3条 現地機関の長（以下「所長」という。）又は本庁の課長は、監督員が任命されたときは、その氏名等を監督員通知書（様式第1号）により請負者に通知するものとする。また、監督員が変更されたときも同様とする。

(監督員の権限及び分担)

第4条 監督員の権限及び分担は、次の各号によるものとする。

(1) 総括監督員

契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議（契約約款第9条第2項（1））

(2) 主任監督員

契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議（契約約款第9条第2項（1））、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾（契約約款第9条第2項（2））及び、設計図

書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（契約約款第9条第2項（3））

（3） 一般監督員

設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾（契約約款第9条第2項（2））及び、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（契約約款第9条第2項（3））

（工事打合簿）

第5条 契約の履行に関する指示、承諾又は協議等は、工事打合簿により行うものとする。

（監督員の任務）

第6条 監督員は、契約図書等に基づいて、工事に関し安全並びに品質の確保に努め、工事が円滑に施工されるよう監督するものとする。

- 2 監督員が現場において確認、検査、試験、調査その他の作業を行うときは、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者を立会させるとともに結果事項を確認し合わなければならない。
- 3 監督員は、請負者から検査、段階確認等を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。但し、やむを得ず応じられないときは、必要な事項を指示し検査、段階確認等に代わるべき資料を取り揃えさせなければならない。

（監督結果の報告）

第7条 監督員は、次の各号の1に該当する場合は、直ちに詳細な事由を附記して所長又は、本庁で直接執行する場合は課長に報告しなければならない。

- (1) 他の関連する工事が施工上密接に関係する場合においてその施工につき調整を行う必要があるとき。
- (2) 設計の変更を要するとき（軽易なものを除く）。
- (3) 天候その他の事由により工事の進行に障害があるとき。
- (4) 工期内に完成の見込がないとき。
- (5) 契約の解除又は工事の中止を要するとき。
- (6) 受注者が指示命令に従わないとき。
- (7) 受注者に不正行為があったとき。
- (8) 現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者が工事遂行上、不適當であると認めたとき。

(監督の方法)

第 8 条 監督員は、別に定める工事監督必携に基づき監督を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(佐賀県土木工事および建築工事等監督要領の廃止)

2 平成11年の要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する

様式第 1 号

第 号
平成 年 月 日

様

所 長

監督員の（決定・変更）について（通知）

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した工事について、下記のとおり監督員を通知します。

記

1 工事名

2 監督員

区 分	課 名	職 名	氏 名	権 限
総括監督員				契約約款第 9 条第 2 項(1)
主任監督員				契約約款第 9 条第 2 項(1),(2)及び(3)
一般監督員				契約約款第 9 条第 2 項(2)及び(3)

土木工事成績評定要領

佐賀県土木工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県土木工事検査要領第9条に基づき、地域交流部、農林水産部及び県土整備部における土木工事成績の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定者)

第2条 土木工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、当該工事の工事検査員及び監督員とする。

(評定の方法)

第3条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、別途定める工事成績採点表によって行うものとする。

(再評定)

第4条 評定後、法令遵守等で違反等の事実が判明した場合は、再評定を行うものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

「工事成績採点表」記入における留意点

1 評定の対象

評定は、原則として全ての請負工事について行うものとする。

ただし、請負額250万円未満の工事及び維持工事等を除く。

2 評定の方法

- 1) 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 2) 細目別評定の算出は、別記様式第2「細目別評定点採点表」によるものとする。
- 3) 採点表の考査項目ごとの採点は、「考査項目別運用表」(別紙-1①～)でチェック□が2連(□□)の場合は、評価対象項目を選定(左□にチェック)し、その項目が良好の場合評定する(右□にチェック)。なお、チェック□が1個の場合は該当する場合に評定する(□にチェック)。
- 4) 評定結果は、別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 5) 評定にあたっては、別紙-1「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。
また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況(提出様式-1, 2)により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
なお、発注者は「特記仕様書」に提出することができる旨を記載し、評定に当たっては別表を参考とする。
- 6) 検査員の「出来形及び出来ばえ」中の「品質」及び「出来ばえ」は、主たる工種による評価とする。ただし、複数の工種での評価が必要な場合は主たる3工種までを選択することができる。
- 7) 総合評価技術提案の技術提案履行確認で、提案事項の不履行が確認された場合は、「工事成績採点表」で不履行を選択し、総括(主任)監督員の評定「7. 法令遵守等」の項目で減点を行う。

「特記仕様書記載例」

請負者は、当該工事において、佐賀県土木工事成績評定要領 別表-1,2 に示す考査項目の「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関して提案するものがあれば、工事打合簿等の書式で実施状況(提出様式-1,2)により提出することができる。

- ・提案する案件は、着工前に必ず発注者側と打合せを行うこと。
- ・着工前の打合せ及び実施後の最終的な提案に際し、実施状況(提出様式-1,2)を提出する。
- ・最終的な提案の期限は工事完了時までとし、その内容は明確に記載するとともに必要な資料を添付すること。
- ・事前打合せした案件の全てが評価されるとは限らないことに留意すること。また、内容や効果等の記載が不適切なものは評価しない。

(別表) 工事特性・創意工夫・社会性等の評定

項目	評価項目	評定のポイント
工事特性	I 施工条件等への対応	提出された様式-2 の記載内容を次の項目で評価する。 ① 提案する背景 ② 特殊な環境下での具体的な対処の内容 ③ 特殊な環境下で、特に苦勞した点
	I 構造物の特殊性への対応	
	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	
	III 厳しい自然・地盤条件への対応	
創意工夫	IV 長期工事における安全確保への対応	提出された様式-2 の記載内容を次の項目で評価する。 ① 取り組みを必要とした背景 ② 取組の目的 ③ 具体的な取り組みの内容 ④ 取組後の効果
	I 創意工夫	
	・施工 ・品質 ・安全衛生	
社会性等	I 地域への貢献等	

土木工事技術の難易度評価要領

佐賀県土木工事技術的難易度評価要領

(目的)

第1条 本要領は、佐賀県土木工事検査要領第9条に基づき、工事技術的難易度評価（以下「評価」という。）に関する事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 評価の対象とする工事は、地域交流部、農林水産部及び県土整備部における土木工事及びその他これらに類する工事とする。

(評価の時期)

第3条 評価の時期は、工事の完成時とする。

(評価者)

第4条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は、総括（主任）監督員とする。

(評価の方法)

第5条 評価は、工事ごとに行い、評価に当たっては主任（一般）監督員及び検査員の意見をきくものとする。

2 評価は、難易度様式1「工事技術的難易度評価表」（電気通信設備は難易度様式2、港湾・空港工事【土木工事以外】は難易度様式3）に記録するものとする。

3 前項の評価は、別紙 - 1「工事技術的難易度評価手順」の方法により行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

工事成績評定通知要領

佐賀県工事成績評定通知要領

(目的)

第1条 本要領は、佐賀県土木工事検査要領第11条、建築・設備工事検査要領第11条第2項及び建築・設備工事監督要領第12条第3項に基づき工事成績の評定及び工事技術的難易度の評価（以下「評定点等」という。）について、通知、説明請求及び評定点の修正に関する事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 通知の対象とする工事は、地域交流部、農林水産部及び県土整備部における土木工事、建築・設備工事及びその他これらに類する工事とする。

(評定点等の通知)

第3条 収支等命令者は、評定者から完成検査評定点等の報告がなされた後、当該工事の請負者に評定点等を速やかに通知するものとする。なお、通知は、「工事成績評定通知書」（通知様式）によるものとする。

(説明請求)

第4条 前条により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、収支等命令者に評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 説明請求の提出先は、現地機関の長（以下「所長」という。）、本庁で直接執行する工事は、当該課長あてとする。

(説明請求に対する回答)

第6条 収支等命令者は、評定点等について通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに「工事成績評定に係る説明書」（回答様式）により回答を行うものとする。

2 収支等命令者は、前項の回答をする場合、佐賀県県土整備部（または地域交流部、農林水産部）成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。

3 委員会は別に定める要領に基づき設置するものとする。

(評定の修正)

第7条 収支等命令者は、評定点等を通知した後、評定点等を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 収支等命令者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

附則

この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(通知様式)

第 号
平成 年 月 日

請負者 様

収支等命令者

工事成績評定通知書

下記の工事について、佐賀県工事成績評定要領に基づき評定した結果を次のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から14日(県の休日を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により送付いたします。

記

- | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-------------|---------------------|---|---|---|-------|---|---|-------|
| 1 | 工 事 名 | 工事 | | | | | | | | |
| 2 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日 | ~ | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 完成検査年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 4 | 成 績 評 定 | | | | | | | | | |
| | 評定点 | 点 | 項目別評定点は | | | | | | | |
| | (修正評定点 | 点 | 【評定点が修正された場合のみ】) | | | | | | | |
| | | | 別表1 - 1 (土木工事) | | | | | | | |
| | | | 別表1 - 2 (建築工事等) | | | | | | | |
| | 工事技術的難易度評価 | | 項目別評価表は、 | | | | | | | |
| | | | 別表2 - 1 (土木工事) | | | | | | | |
| | | | 別表2 - 2 -1 (建築工事) | | | | | | | |
| | | | 別紙2 - 2 -2 (建築設備工事) | | | | | | | |
| 5 | 送 付 先 | | | | | | | | | |
| | (本庁契約の場合) | 〒840 - 8570 | 佐賀市城内一丁目1番59号 | | | | | | | |
| | | | 佐賀県 | | | | 部 | | | 課()宛 |
| | | | ***** - ** - ***** | | | | | | | |
| | (現地事務所契約の場合) | 〒 | - | | | | 市 | 町 | | 番地 |
| | | | 事務所 | | | | 総務担当課 | | | 宛 |
| | | | ***** - ** - ***** | | | | | | | |

(回答様式)

第 号
平成 年 月 日

請負者 様

収支等命令者

工事成績評定に係る説明書 (回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- | | |
|------------|----|
| 1 工 事 名 | 工事 |
| 2 疑問に対する回答 | |

別表1-1(土木工事)

項目別評定点

工事番号:

工事名 :

評価項目	細別	評 定 点 / 満 点
1.施工体制	I.施工体制一般	/ 3.3点
	II.配置技術者	/ 4.1点
2.施工状況	I.施工管理	/ 13.0点
	II.工程管理	/ 8.5点
	III.安全対策	/ 9.2点
	IV.対外関係	/ 3.7点
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	/ 14.9点
	II.品質	/ 17.4点
	III.出来ばえ	/ 8.5点
4.工事特性	I.施工条件等への対応	/ 6.5点
5.創意工夫	I.創意工夫	/ 5.7点
6.社会性等	I.地域への貢献等	/ 5.2点
7.法令遵守等(減点のみ)		
評定点合計		/ 100点

※評定点は、四捨五入により整数とする。 ○○点

別表1-2(建築工事等)

項目別評定点

工事番号:

工事名 :

評価項目	細別	評 定 点	／ 満 点
1.施工体制	I.施工体制一般	／	3.3点
	II.配置技術者	／	4.1点
2.施工状況	I.施工管理	／	13.0点
	II.工程管理	／	8.5点
	III.安全対策	／	9.2点
	IV.対外関係	／	3.7点
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	／	14.9点
	II.品質	／	17.4点
	III.出来ばえ	／	8.5点
4.工事特性	I.施工条件等への対応	／	6.5点
5.創意工夫	I.創意工夫	／	5.7点
6.社会性等	I.地域への貢献等	／	5.2点
7.法令遵守等(減点のみ)			
評定点合計		／	100点

評定点は、四捨五入により整数とする。 点

別表2-1 (土木工事)

工事技術的難易度項目別評価表

工事番号:

工事名 :

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①形状	
		②その他	
2. 技術的特性		①工法等	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分(建物機能分類)			
「易、やや難、難」評価			
技術的難易度評価 (I~VI)			

※電気通信設備工事、港湾・空港工事の小項目は、それぞれの小項目を使用する。

別表2-2-1 (建築工事)

工事技術的難易度項目別評価表

工事番号:

工事名 :

大項目	評価	小項目	評価
1. 建物条件		①規模	
		②構造	
		③形状	
		④その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①支持地盤	
		②山留め・止水	
		③気象・海象	
		④その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分(建物機能分類)			
「易、やや難、難」評価			
技術的難易度評価 (~)			

別表2-2-2 (建築設備工事)

工事技術的難易度項目別評価表

工事番号:

工事名 :

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備システム(種別条件)		①システムの種別	
		②システムの規模	
		③形状	
		④その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 設備システム(複合条件)		①システム間の複合度	
		②システムの複雑度	
		③その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分(建物機能分類)			
「易、やや難、難」評価			
技術的難易度評価 (I~VI)			

成績評定評価委員会設置要領

佐賀県県土整備部成績評定評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、県土整備部に設置する成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 受注者が説明を求めた場合の回答に係る事項
- (2) 工事成績評定、土木設計・調査・測量業務成績評定及び建築設計・工事監理業務成績評定の修正に係る事項

(委員会の構成)

第3条 委員会には、次の表の区分により、県土整備部委員会、課内委員会及び事務所委員会を設け、その構成は、次のとおりとする。

名 称	構 成	区 分
県土整備部委員会	委員長 副部長(入札・検査センター担当) 委員 副部長 県土企画課長、建設・技術課長 当該担当課長、当該事務所長 当該担当検査員	本庁契約 工事請負費： 当初設計金額 5億円以上
課内委員会	委員長 課長 委員 技術監、副課長 当該担当係長、当該担当検査員	本庁契約 工事請負費： 当初設計金額 5億円未満 委託費：全額
事務所委員会	委員長 事務所長 委員 副所長 総務担当課長、当該担当課長 当該担当係長、当該担当検査員	事務所契約

2 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(職務)

第4条 県土整備部委員会及び課内委員会は、本庁契約に係る第2条に掲げる事項を審議する。

2 事務所委員会は、事務所契約に係る第2条に掲げる事項を審議する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第6条 県土整備部委員会の庶務は、入札・検査センターが、課内委員会の庶務は当該課
総務担当が、事務所委員会の庶務は各事務所総務担当課が行う。

(附 則)

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。